

仙台市奨学金返還支援補助金申請の手引き

－令和5年度（2023年度）就職者用－

目次

1. 目的	P. 1
2. 申請フロー	P. 1
3. 補助金額	P. 1
4. 手続き	P. 2
(1) 変更・辞退の届出	P. 2
(2) 補助金の交付申請兼実績報告	P. 4
(3) 補助金の交付請求	P. 7
5. その他	P. 9
6. Q & A	P. 9

令和4年（2022年）9月作成

令和5年（2023年）4月更新

令和6年（2024年）2月更新

仙台市経済局商業・雇用支援課

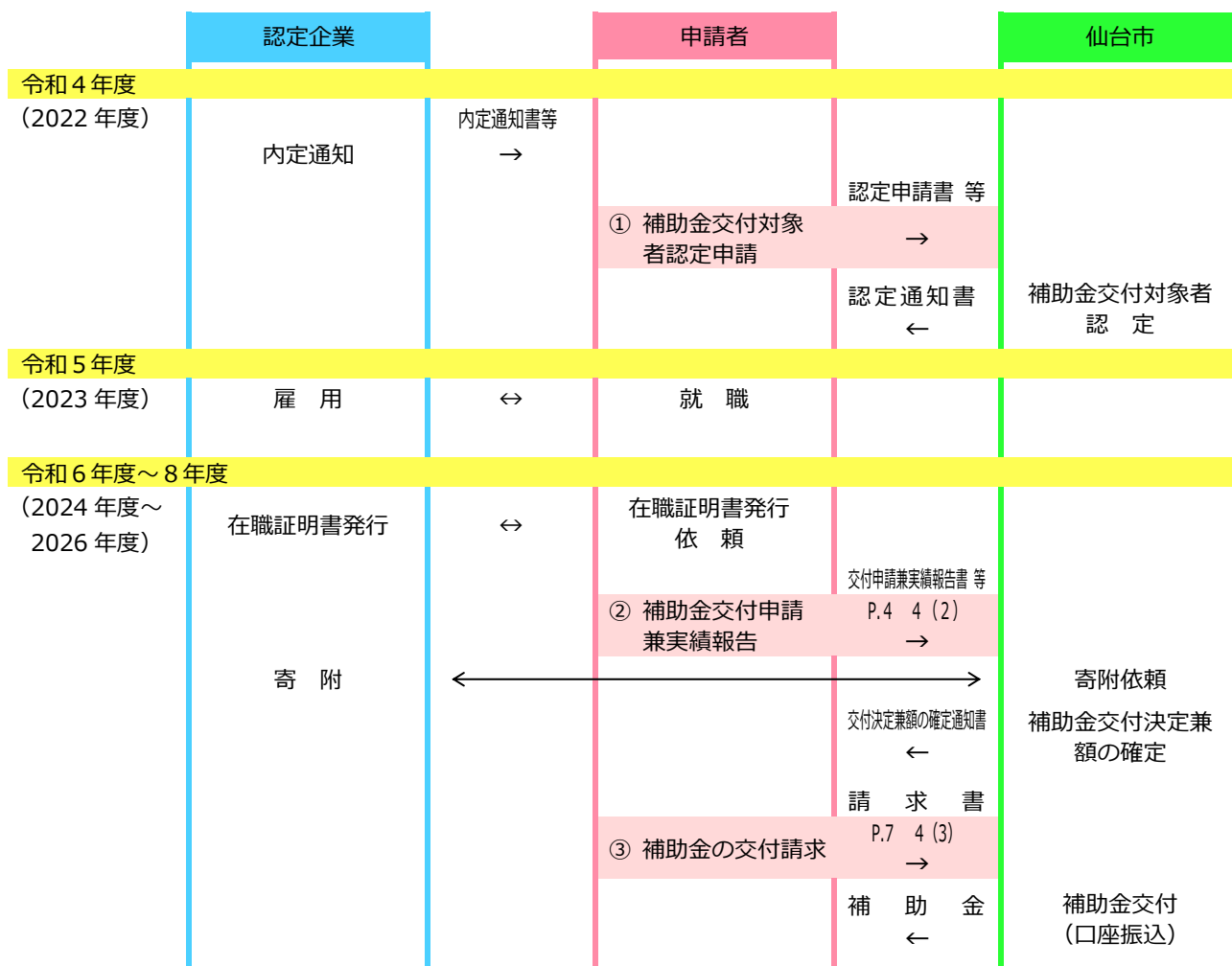
1. 目的

仙台市の産業を担う人材を確保し、その人材の本市への定着を促進するため、市内の認定企業（中小企業、社会福祉法人、NPO 法人等）の事業所に勤務し、奨学金を返還する方に対して、予算の範囲内において当該奨学金の返還を支援する補助金を交付します。補助金には、就職した認定企業からの寄附金が充てられます（補助額の 1/2）。

この手引きは、「仙台市奨学金返還支援補助金交付要綱（令和 4 年 3 月 28 日施行）」に定める内容を具体的に説明・補足するものです。

2. 申請フロー

～交付対象者認定申請から補助金の交付請求（1～3 回目）まで～



3. 補助金額

補助金交付対象者の認定を受けた方は、最長 3 年間補助金の交付を受けることができます。

上限額※：年額 180,000 円、総額 540,000 円

※借り入れた奨学金の額（返還免除等により返還すべき奨学金が減額されたときは、減額後の額）が上記金額を下回る場合は、借り入れた奨学金の額を上限額とします

4. 手続き

(1) 変更・辞退の届出

下記の変更等が生じた際は、速やかにその旨を届け出てください。

① 届出が必要な変更等

(ア) 認定を辞退する

(イ) 対象企業を退職した

(ウ) 大学等から退学処分を受けた

(エ) 大学等を留年・休学・退学した

(オ) 返還免除等により返還すべき奨学金が減額された（全額免除含む）

(カ) 住所又は氏名の変更があった

(キ) その他…連絡先（電話番号・メールアドレス）の変更等

② 届出書類

● 仙台市奨学金返還支援補助金認定交付対象者届出書（様式第3号）
● ①-(オ)の場合、免除等が確認できる書類 （免除に係る通知または免除額が分かる証明書のコピー 等）
● ①-(カ)の場合、住民票の写し（原本）

③ 届出方法

届出書類一式を P.10 に記載の提出先へ郵送または持参によりご提出ください。なお、郵送の場合は簡易書留など配達状況が確認可能な方法で送付してください。

令和6年3月20日

仙台市長 様

住所

〒*** - ****

仙台市若林区連坊〇丁目〇 - 〇 - 〇〇〇

氏名 青葉 太郎

仙台市奨学金返還支援補助金認定交付対象者届出書

令和4年11月1日付け 仙台市 (R4 経産商) 指令 第〇〇号で通知のあった認定について、仙台市奨学金返還支援補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

届出番号 [2]

- 1 認定を辞退する〔理由： 〕
- ② 対象企業を退職した〔退職日： 令和6年2月20日〕
- 3 大学等から退学処分を受けた
- 4 大学等を留年・休学・退学した
- 5 返還免除等により返還すべき奨学金が減額された（免除等が確認できる書類を添付）
- 6 住所又は氏名の変更があった（住民票の写しを添付）
- 7 その他 []

(2) 補助金の交付申請兼実績報告

申請は、補助金の交付を受けようとする方が毎年度行ってください。

① 申請期間

1 回目（令和 6 年度）：令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 5 月 1 7 日 まで

2 回目（令和 7 年度）：令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 5 月 1 9 日 まで

3 回目（令和 8 年度）：令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 5 月 1 8 日 まで

② 申請書類

● 仙台市奨学金返還支援補助金交付申請兼実績報告書（様式第 8 号）
● 在職証明書（様式第 9 号）（各申請期間内に発行されたもの） ※勤務する認定企業に作成をお願いしてください
● 大学等の卒業を証する書類（1 回目申請時のみ） （卒業証明書のコピー 等）
● 住民票の写し（発行後 3 ヶ月を経過しないもの（原本））
● 奨学金の返還状況を証する書類（直近のもの） （奨学金返還（額）証明書のコピー 等）

証明書の発行には時間がかかるため、
早めに発行依頼手続きを行ってください。

③ 申請方法

申請書類一式を P. 1 0 に記載の提出先へ郵送または持参によりご提出ください。なお、郵送の場合は簡易書留など配達状況が確認可能な方法で送付してください。

【注意点】

- 申請書類に記載内容の不備等があった場合には、書類の是正が必要となりますが、連絡後 1 0 日以内に是正されない場合は申請書類一式を返却することがあります。
- 申請書類を訂正するためには申請者の訂正印が必要です。修正液や修正テープでは訂正できません。申請書類の余白に捨印（申請者欄に押印した印鑑と同一の印）を押印していれば、軽微な間違い等については訂正することができます。
- 各回の期限までに交付申請兼実績報告書を提出しなかった場合は、以降の補助金も含め交付できないことがありますので、各回の申請期間内に必ず手続きを行ってください。
- 提出された書類について問い合わせをする場合がありますので、実績報告書類のコピーを保管してください。

④ 補助金の交付決定兼額の確定

交付申請兼実績報告書の内容が適正であると認められるときは、補助金交付決定兼額の確定通知書を申請者本人あてに送付します。なお、報告内容を確認するために、聞き取り調査等を行う場合があります。

令和6年4月10日

仙台市長 様



捺印を押印してください。軽微な誤記があった場合、訂正印として利用することで手続きをスムーズに進めることができます。

住所 〒*** - ****

仙台市若林区連坊〇丁目〇 - 〇 - 〇〇〇

氏名 青葉 太郎



電話番号 000-0000-0000

仙台市奨学金返還支援補助金交付申請兼実績報告書

仙台市奨学金返還支援補助金の交付を受けたいので、仙台市奨学金返還支援補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり申請します。

また、暴力団等との関係を有していないことを誓約します。なお、説明を求められた際には誠実に対応いたします。

記

1 交付申請額 金 180,000円

2 借入奨学金

奨学金名称	日本学生支援機構奨学金 (貸与型、第一種)	※奨学金が複数ある場合は記入
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 無利子 <input type="checkbox"/> 有利子	<input type="checkbox"/> 無利子 <input type="checkbox"/> 有利子
借入総額	6,459,510円	円
返還開始月	令和5年 11月	年 月
返還月額	26,914円	円
返還済額合計	134,570円 (返還開始月から令和6年3月まで)	円 (返還開始月から 年 月まで)

3 勤務先

企業名	〇〇〇〇株式会社	
本社・本部所在地	〒*** - **** 仙台市青葉区国分町〇丁目〇 - 〇 〇〇ビル〇階	
代表者名	代表取締役社長 太白 一郎	
就業期間及び就業場所	令和5年4月1日 ～令和5年9月30日	事業所名：原町支店 所在地：仙台市宮城野区原町〇丁目〇 - 〇
	令和5年10月1日 ～令和6年4月10日	事業所名：上杉支店 所在地：仙台市青葉区上杉〇丁目〇 - 〇
勤務内容	商品の受注業務、会計事務	

4 その他

市税納付状況確認	私の仙台市市税納付状況(税目・税額・申告の有無等)を経済局商業・人材支援課が税務担当課に照会することに <input checked="" type="radio"/> 1 同意します <input type="radio"/> 2 同意しません* ※「2. 同意しません」の場合、区役所・総合支所税証明担当課において「市税の滞納がないことの証明書」(申請日前30日以内に交付を受けたものに限ります。)の交付を受け添付してください。(1通300円の手数料が必要です。)
----------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

添付書類

- (1) 大学等の卒業を証する書類(初回申請時のみ。なお、すでに提出している場合は不要)
- (2) 在職証明書(様式第9号)
- (3) 住民票の写し(発行後3月を経過しないもの)
- (4) 対象期間における奨学金の返還を証する書類の写し※日本学生支援機構の場合「奨学金返還証明書」

在 職 証 明 書

氏 名	青葉 太郎	
住 所	仙台市若林区連坊〇丁目〇 - 〇 - 〇〇〇	
生 年 月 日	平成〇〇年 〇月 〇日	
就業場所及び 就業期間①	事業所名	〇〇〇〇株式会社 〇〇支店
	所在地	仙台市宮城野区原町〇丁目〇 - 〇
	就業期間	令和5年4月1日 から 令和5年9月30日
就業場所及び 就業期間② (異動があった 場合のみ記載)	事業所名	〇〇〇〇株式会社 〇〇支店
	所在地	仙台市宮城野区原町〇丁目〇 - 〇
	就業期間	令和5年10月1日 から 令和6年4月8日
就業年月日	令和5年 4月 1日	
雇用形態	正社員	
職 種	事務	
職務内容	商品の受注処理、〇〇支店の会計事務	

上記の者は、令和6年4月8日現在、当社に在職していることを証明します。

令和6年4月8日

在職証明書はの発行印は、
代表者印(丸印)としてください。

所在地 仙台市青葉区国分町〇丁目〇 - 〇 〇〇ビル 〇階

企業名 〇〇〇〇株式会社

代表者 代表取締役社長 太白 一郎

〇〇株式会社
代表取締役
社長之印

記入担当者 所属部署 総務部人事課
役職・氏名 主任 〇〇 〇〇
連絡先 *** - *** - ****

(3) 補助金の交付請求

補助金交付決定兼額の確定通知書を受領後、速やかに補助金の請求を行ってください。

- ① 請求書類：仙台市奨学金返還支援補助金交付請求書（様式第11号）
- ② 請求方法：上記請求書、通帳の写し（口座番号、支店名等が確認できるページ）をP.10に記載の提出先へ郵送または持参によりご提出ください。

【注意点】

- 補助金を振り込む口座は申請者本人の名義である必要があります。申請者以外の名義の口座には振り込むことができません。

③ 補助金の支払い

補助金交付請求書の内容が適正であるときは、当該請求書に記載された口座に、補助金を振り込みます。

【注意点】

- 補助金の振込予定日や振込完了の連絡は行いません。適宜通帳等での確認をお願いします。
- 5～6月頃は会計処理が集中するため、長めにお時間を頂く場合があります。

令和6年5月5日

仙台市長 様

住所

〒*** - ****

仙台市若林区連坊〇丁目〇 - 〇 - 〇〇〇

氏名 青葉 太郎

仙台市奨学金返還支援補助金交付請求書

令和6年 5 月 20 日付け 仙台市 (R6〇〇〇) 指令 第 〇〇 号で確定通知のあった標記の補助金について、仙台市奨学金返還支援補助金交付要綱第14条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金180,000円

2 振込先

金融機関名	〇〇銀行		〇〇支店							
口座種別	普通	・ 当座	口座番号	*	*	*	*	*	*	*
フリガナ	アオバ タロウ									
口座名義人	青葉 太郎									

※口座名義人は申請者本人の名義に限ります

5. その他

本事業の内容や本市の人材確保施策に関するアンケート調査などを依頼することがありますので、ご協力をお願いします。

6. Q&A

Q 1. 仙台市外から通勤する場合は対象になりますか？

A. 市内居住が原則ですが、仙台市内に本社のある認定企業の市内事業所に通勤する場合等は、市外居住でも対象になることがあります※。

※居住地・勤務地にかかる取り扱いは下記のとおりです。

(1) 就職先が仙台市内に本社がある協力企業の場合

- ① 市内の事業所に勤務し、市内に居住 ⇒ 対象
- ② 市内の事業所に勤務し、市外に居住（市外から市内へ通勤） ⇒ 対象
- ③ 市外の事業所に勤務し、市内に居住（市内から市外へ通勤） ⇒ 対象外※
- ④ 市外の事業所に勤務し、市外に居住 ⇒ 対象外※

※ 市外事業所に勤務していても、市内事業所に勤務する予定がある場合は対象となります。

(2) 就職先が仙台市外に本社がある協力企業の場合

- ①の場合のみ対象となり、②～④の場合は対象となりません。

Q 2. 補助対象期間（3年）中に会社を辞めた場合はどうなりますか？

A. 補助金は、就職から1年経過ごとに、認定企業での勤務状況を確認した上でその都度交付します。例えば2年目の途中で退職した場合、勤務期間により2年目の補助金交付が受けられない場合があります。3年目の補助金は受けられません。なお、すでに交付を受けた1年目の補助金については返還の必要はありません。

Q 3. 就職後も手続きが必要ですか？

A. 就職後は、補助金交付対象者の認定申請は不要ですが、交付申請兼実績報告は1年ごとに行う必要があります。本手引きのP.4（2）に記載されている申請期間内に手続きを行ってください。

Q 4. 申請書の様式はどこで入手できますか？

A. 就活お役立ちポータルサイト「仙台で働きたい！」または仙台市ホームページからダウンロードすることができます。ダウンロードができない場合は、仙台市経済局商業・人材支援課へお問い合わせください。

Q 5. 国や県等の他の補助金との併用は可能ですか？

A. 可能です。ただし、他の補助金の規定で併用不可となっている場合がありますので、それぞれの補助金要綱等をご確認ください。

Q 6. 市税納付状況の確認はなぜするのですか？申請書の「同意する」や「同意しない」はどのようなことですか？

A. 「市税の滞納がないこと」が補助金の交付要件となっているため、市税の納付状況を確認する必要があります。「同意する」を選んでいただくと、申請者本人に代わって商業・人材支援課で納付状況を確認します。「同意しない」場合には、交付申請兼実績報告書提出前30日以内に発行された「市税の滞納がないことの証明書」（各区納税担当課発行：手数料300円）を申請書に添付してください。

提出・問合せ先

〒980-0803

仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル9階

仙台市経済局商業・人材支援課 人材支援係

電話：022-214-1007

FAX：022-214-8321

mail：kei008050@city.sendai.jp

仙台市奨学金返還支援補助金に関する情報・各種お知らせ等の掲載ページ

- 就活お役立ちポータルサイト「仙台で働きたい！」
URL：<https://sendaidehatarakitai.jp/scholarship>
- 仙台市ホームページ
URL：<https://www.city.sendai.jp/kurashi/machi/kezaikoyo/kyujin>